様式第5号（第6条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

三股町長　　　　　　　　印

三股町農業後継者支援事業交付金交付決定（却下）通知書

　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった　　　年度三股町農業後継者支援事業交付金については、下記のとおり交付を決定（却下）することにしたので、三股町農業後継者支援事業交付金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金の交付決定額　　　　　　　　　　　　　　円

２　留意事項

　　次の各号のいずれかに該当した場合は、交付金の交付決定を取り消し、既に交付した交付金を返還させることがあります。

　(１)　業務日誌又は経営状況等報告書による報告が必要な期間中に、交付対象者の要件を満たさなくなったとき又は就農を中止若しくは休止したとき。

　(２)　就農状況等報告書（様式第7号）又は業務日誌（様式第8号）による報告を行わなかったとき又は虚偽の報告を行ったとき。

　(３)　偽りその他不正の手段により、交付金の交付決定又は交付を受けたとき。

　(４)　前３号に掲げる場合のほか、補助金等の交付に関する規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

３　却下の場合、その理由